

14. 居宅介護支援

※1月あたりの報酬となります

※（ ）内が旧単位となります

基本報酬の改定点		
	要介護1・2	要介護3・4・5
居宅介護支援費 (~40人)	1,076単位 (1,057)	1,398単位 (1,373)
居宅介護支援費 (41人~60人)	539単位 (529)	698単位 (686)
	要支援1・2	
介護予防支援費	438単位 (431)	

※新型コロナ対応の時限措置として、2021年9月30日までの間は、所定単位数の千分の千一に相当する単位数が加算されます

各種加算の改定点

(1) 加算の新設

名称	区分：単位数	詳細
特定事業所加算	(A) : 100単位/月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を1名以上配置していること ○ 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を1名以上、非常勤の介護支援専門員を1名以上配置していること（非常勤は他事業所との兼務可） ○ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的で開催すること ○ 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること（連携でも可） ○ 当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること（連携でも可） ○ 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること ○ 地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること ○ 居宅介護支援費に係る運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと ○ 指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員1人当たり40名未満（居宅介護支援費（II）を算定している場合は45名未満）であること ○ 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること（連携でも可）（平成28年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日から適用） ○ 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること（連携でも可） ○ 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービス含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること
退院時情報連携加算	50単位/月	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者1人につき、1月に1回の算定を限度とする ・利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画（ケアプラン）に記録した場合

(2) 加算の改定

名称	現行	改定後
特定事業所医療介護連携加算	特定事業所加算 (IV) 125単位/月	125単位/月 (1) 前々年度の3月から前年度の2月までの間において退院・退所加算の算定に係る病院等との連携の回数(情報の提供を受けた回数)の合計が35回以上 (2) 前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を5回以上算定 (3) 特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅲ)を算定していること
特定事業所加算	(Ⅰ) : 500単位/月 (Ⅱ) : 400単位/月 (Ⅲ) : 300単位/月	(Ⅰ) : 505単位/月 (Ⅱ) : 407単位/月 (Ⅲ) : 309単位/月 既存の要件に以下の要件を追加する。 ○ 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス(インフォーマルサービス含む)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること
(看護)小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	300単位/月	廃止

※社会保障審議会(介護給付費分科会)資料より抜粋